

生徒心得

高校生活においては、何事によらず、自主的な態度が要求される。それは、校訓にも示されているような、まわりに流されない強い自分をつくる努力と切りはなすことができないものである。

将来のために真剣に学ぶとともに、高校生活の現在を大切に、人とのつながりを深めよう。そのことを通して自分と世界を理解し、個性の確立につとめよう。

第1章 生活態度

自分の人格に誇りをもち、学習途上の立場を自覚し、品位を失わず、しっかりした生活態度を自律的に確立するようにつとめよう。

1. 先生・来客・友人に対し、場面にながった礼儀作法を大切にすること。
2. 意を尽くした言葉づかいをし、見苦しい話題や表現はつつしむこと。
3. 服装は清潔・端正・簡素を旨とし、良識に従うこと。

ア. 標準服A, B, Cを設定する。

イ. 生徒自治会組織（風紀委員会）による自主規制に従うこと。

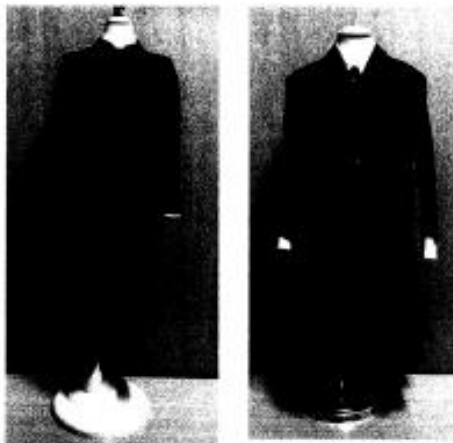
◇標準服A (26, 27期) 冬 学生服



詰襟 黒、五つボタン
校章（バッジ）は自身の左襟に着用

夏 標準服Aの上着は、白のカッターシャツ
校章（バッジ）は自身の左胸に着用

◇標準服B (26, 27期) ◇標準服C (26, 27期) 冬 スラックスタイプ 冬 ひだスカートタイプ



ブレザー 紺、三つボタン
リボン 藍、幅4cm、丈45cm 2本
校章（バッジ）は自身の左の下襟に着用

夏 標準服B, Cの上着は、ともに白のブラウス
校章（バッジ）は自身の左胸に着用

◇標準服A (28期) 冬 ブレザー（ズボンタイプ）



ブレザー 濃紺
学校指定のネクタイ

夏 標準服Aの上着は、白のカッターシャツ
※ネクタイについては、気温等により個人の判断に任せる

◇標準服B(28期)

冬 プレザー
(スカートタイプ)



プレザー 濃紺
学校指定のネクタイ及びリボン

◇標準服C(28期)

冬 プレザー
(パンツタイプ)



夏 標準服Aの上着は、白のカッターシャツ、
ブラウス
※ネクタイ、リボンについては、気温等によ
り個人の判断に任せる

実行するのはもちろん、他に迷惑をかけず、何
事にもまじめで積極的な態度で取り組んでい
こう。

1. 生徒手帳を携帯すること。
2. 掲示・放送等による伝達に注意すること。
3. 予鈴時刻(午前8時25分)までに登校す
ること。
4. 遅刻・欠席をしないようにつとめること。
*欠席のときは、保護者から連絡してもら
うこと。
*遅刻をしたときは、「入室許可証」を生徒
指導室へ取りに行くこと。
5. 自習時間は、教室で、静かに自習すること。
6. アイスクリームや缶の飲み物を校舎内に持
ち込まないこと。
7. [清掃]
ア. 校舎内外の清掃美化につとめること。
イ. 清掃分担区域を放課後直ちに行い、監督
の先生の点検を受けること。
ウ. 紙屑その他を落さぬようにし、気のつい
た者は拾うようにすること。
8. 学校の建物・器具は大切に取り扱い、使用
したときは後始末を忘れぬようにし、これら
を損傷したときは直ちに先生に届け出ること。
9. [遺失物・盗難予防]
ア. 自分の所持品には名前を書き、教室等に
放置しないこと。
イ. 多額の金銭や貴重品を持参しないこと。

4. 禁止事項

- ア. 暴力行為。
- イ. 飲酒・喫煙。
*友人の暴力行為、飲酒、喫煙を助長す
ることなく、これを防止するようにつとめ
ること。
- ウ. 携帯電話等の授業中及び考査中の使用。
*使用に際しては、「TPO(時、場所、場合)
を踏まえ、他の人に迷惑をかけない、不
快感を与えない」ようにすること。

第2章 対人関係

個性の伸長と確立のために、他の多くの人格
との触れ合いをもつことは大切なことである。
おのれを失わず、他の人格と協調し、互いの人
格を尊重しあう態度をもちたい。真剣に意見を
たたかわせ、悩みや苦しみを分かちあえる友こ
そ真の友人であることを知ろう。

1. 異性との交際においては、相互の特性を理
解して、健全な交際をすること。
2. 先輩・後輩の間柄において、まちがった上
下関係におちいることなく、相互を尊重す
ること。
3. いかに親しい交際でもみだりに交友の家に
宿泊したり、不必要な物品の贈答や金銭の貸
借などはしないこと。

第3章 校内生活

学校は学習の場であり、また集団生活の場
であることに留意し、定められた事項をきちんと

やむを得ず持参する場合は、身から離さず
管理し、盗難予防に留意すること。

- ウ. 所持品の紛失又は拾得は、直ちに担任又
は生徒指導部の係に届け出ること。

10. 要許可事項

- ア. 欠課・早退…担任へ
- イ. 始業から放課後になるまでの外出…担任
へ
- ウ. 下校時刻以後の居残り…顧問又は担任へ
- エ. 休日及び放課後の学校施設の使用…顧問
又は担任へ
- オ. 自転車通学…生徒指導部へ
*ただし単車通学は禁止する。

第4章 校外生活

校外にあっては、つねに公明正大に行動し、
家人に無用の心配をかけないようにしよう。一
人一人の言動が今高生全体を代表しているこ
とに留意しよう。交通規則、社会道徳等を厳守し、
社会の一員としての自覚を失わぬようにふるま
おう。

1. 外出は行先、帰宅時間を家人に告げるよ
うにし、外泊は必ず家庭の承諾を得ること。
2. 要許可事項
ア. 旅行…担任へ
イ. アルバイト…原則は禁止であるが、家庭
事情によりやむを得ないときは、担任と相
談し、「アルバイト許可願」と「誓約書」
を提出すること。

3. 禁止事項

不健全な娯楽場・飲食店への立ち入り。

令和5年4月1日 改訂